

Title	戦時上海における日本のユダヤ人管理システム - 1943年5月18日設置の「上海ゲッター」をめぐる一考察( Abstract_要旨)
Author(s)	関根, 真保
Citation	Kyoto University (京都大学)
Issue Date	2008-05-23
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2433/123902">http://hdl.handle.net/2433/123902</a>
Right	
Type	Thesis or Dissertation
Textversion	none

# 学位審査報告書

新制
人
104

(ふりがな) 氏名	せきね まほ 関根 真保
学位(専攻分野)	博士(人間・環境学)
学位記番号	人博 第 423 号
学位授与の日付	平成20年5月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	人間・環境学研究科 文化・地域環境学専攻
<p>(学位論文題目)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">戦時上海における日本のユダヤ人管理 システム —1943年5月18日設置の「上海ゲッター」を めぐる一考察—</p>	
論文調査委員	教授 江田 憲治  教授 川島 昭夫  准教授 辻 正博  教授 西脇 常記

氏名	関根 真保
----	-------

(論文内容の要旨)

本学位申請論文は、古代・中世以来、世界各地に「離散」したユダヤ人の近代上海における歴史を、太平洋戦争前後の日本の政府や軍部のユダヤ人対策と、日本軍が上海に設置した「ゲットー」を中心に明らかにしようとしたものである。

上海にユダヤ人が流入するようになったのは、1842年締結の南京条約の結果、同地が開港地となって以後のことである。まず、中東から移住した貿易商たちが最初にユダヤ人共同体を作り出し（セファルディ系ユダヤ人）、この共同体を頼りとして1900年代初頭からはロシアから移住するユダヤ人が増加した（アシケナジ系ユダヤ人）。そして、1930年代後半以降になると、ナチスの迫害を要因として新たなユダヤ人の流入が急増し（中央ヨーロッパ系ユダヤ人）、極東の都市上海はユダヤ人の一大避難地と化したのである。

第一章は、これらのユダヤ人の中でも、セファルディ系ユダヤ人を代表するサッスーン一族の歴史を描き、バクダードから移住した彼らの商業的成功と「イギリス人」への変貌を指摘、また第二章は、ナチスの迫害を逃れ上海にやって来た一人の中央ヨーロッパ系ユダヤ人青年の上海体験を、その回想録を素材として描いている。さらに、第三章は、太平洋戦争勃発以前の日本政府のユダヤ人対策は、外資導入や対米関係悪化の回避を目的としていたことを指摘した。同時に、安江仙弘や犬塚惟重のような「ユダヤ問題専門家」が、ユダヤ人の大規模な極東移住計画を提起していたことも指摘されている。

第四章以下では、本論文の主題となるユダヤ人の「上海ゲットー」を考察の対象とし、①日本軍はなぜユダヤ人居住区「上海ゲットー」を設けたのか、②どのようなユダヤ人管理システムによって、「上海ゲットー」は運営されたのか、という二つのテーマが設定されている。

第四章は、「上海ゲットー」設置の原因に関する先行研究の諸説（ナチスの「圧力」説と日本のユダヤ人「監視」説）には十分な根拠を認めがたいことを述べ、さらに先行研究が言及してこなかった「敵国人集団生活所」とユダヤ人の「上海ゲットー」との関連の重要性を提起している。この「敵国人集団生活所」とは、太平洋戦争開始後に「敵国人」となったイギリス人やアメリカ人らが隔離、收容された施設であり、「上海ゲットー」とほぼ同時期に設置され、当初はユダヤ人も收容される予定であった。同章は、この事実をふまえ、日本の上海におけるユダヤ人対策は「敵国人」（敵性分子）対策の一環と捉えることもできるが、しかし、「上海ゲットー」の設置原因をより深く探求するためには、設置までの日本の対策策定の経緯を考察するだけでは不十分であると立論している。

そこで、以下の第五章、第六章、第七章では、「上海ゲットー」で日本側がどのようなユダヤ人管理を行ったかが検討され、具体的には三つの管理システム——「パスシステム」、「フォーリン・パオ・チア〔外国人保甲〕」、「サクラ SACRA〔上海アシケナジ・ユダヤ人救済協力協会〕」——の実態が考察されている。

すなわち、第五章は、「上海ゲットー」内のユダヤ人管理を担った責任機関「上海無国籍避難民処理事務所」の活動と、従来の研究では謎に包まれた人物と認識されてきた事務所所長 Kubota の素性を明らかにした。Kubota とは、日本外務省傘下の反ユダヤ団体「国際政経学会」で活動していた反ユダヤ主義者久

氏名	関根 真保
----	-------

保田通敦であった。さらにこの「上海無国籍避難民処理事務所」が運営した、ユダヤ人管理システム「パスシステム」(ユダヤ人のゲットーからの外出・移動のための通行許可証制度)を検証し、パスの発行の減少という事実を上海のユダヤ人向けドイツ語新聞から明らかにし、同システムは、結局のところユダヤ人の移動の自由を著しく制限するものであったとしている。

第六章は、「上海ゲットー」の周囲に歩哨を立て通行証のチェックなどを行った「フォーリン・パオ・チャ」に焦点をあて、これは日本側がユダヤ人にユダヤ人を監視させた自警団であったと指摘している。ただし、この自警団は、時期的には「上海ゲットー」設置の半年以上前に成立しており、上海租界の治安対策の一つとして日本が上海に導入した「保甲制度」の一環でもあった。

第七章は、「上海ゲットー」への収容を免れたアシュケナジ系ユダヤ人のゲットー内ユダヤ人への支援組織である「サクラ」の活動実態を明らかにした。「サクラ」は、困窮するユダヤ人に資金援助、住居提供などを行うと同時に、日本人の「上海無国籍避難民処理事務所」所長が強い発言力を持つ組織でもあった。それは、日本側がゲットー外のユダヤ人を掌握するために利用されていたのである。

本論文は、最後にあらためて「上海ゲットー」設置の原因を検討し、以下のように結論している。すなわち、「パスシステム」と「フォーリン・パオ・チャ」は、日本軍による上海の治安対策とユダヤ人監視体制が合致した結果であり、こうした機能を補完するのが「サクラ」を通じたユダヤ人管理であった。従って、「上海ゲットー」とは、ナチスの「圧力」や日本側のユダヤ人「監視」論の高まりの直接的所産ではなかった。太平洋戦争期に日本が上海を支配しようとした以上、それは当然設置されなくてはならない管理体制であったのである。そして、「上海ゲットー」における上述の厳しい管理体制が採用されたのは、「無国籍避難民処理事務所」所長に反ユダヤ主義者が任命された時点で決定していたのである。

氏名	関根 真保
----	-------

(論文審査の結果の要旨)

本学位申請論文は、世界の各地で「離散」の経験を持ったユダヤ人の第二次世界大戦期（太平洋戦争期）に日本が設けた「上海ゲットー」への収容を主題とし、当該時期の日本のユダヤ人対策と占領政策史におけるその位置を明らかにしようとするものである。

申請者は、こうしたテーマを追究するために、まず第一章でユダヤ人の中でも比較的早く上海に流入し経済的に成功をとげたセファルディ系ユダヤ人の代表的な家族の歴史を辿り、また第二章では1930年代後半にナチスの迫害を逃れたアシュケナジ系ユダヤ人青年の経験を描くことで、上海ユダヤ人の歴史を概観している。さらに第三章では、太平洋戦争開始以前の日本のユダヤ人対策、すなわち日本政府の最初のユダヤ人対策としての「猶太人要綱」（1938年12月）や安江仙弘・犬塚惟重ら「専門家」によるユダヤ人極東移住計画を検証し、日本の政府や「専門家」のユダヤ人対策がその企図と構想において大きな偏差をもちつつも、それらが上海に流入するユダヤ人にとって、大きな影響力をもったことを明らかにした。

以上の三章は、上海ユダヤ人史の「概論」、あるいは太平洋戦争期の上海のユダヤ人ゲットー収容の史実への「序論」としての位置を占めている。そして第四章以下は、従来の研究史にあつてなお解決を見ない課題である、①日本はなぜユダヤ人居住区「上海ゲットー」を設けたのか、②どのようなユダヤ人管理システムによって「上海ゲットー」は運営されたのかというテーマに対し、新たに発掘した第一次史料を利用し、従来の研究には見られない歴史的な視座とアプローチから、自らの「解答」を提起しようとしている。

すなわち、本論文は第一に、これまで主として回想録など第二次史料をもとに記載されてきた「上海ユダヤゲットー」の実態を、ユダヤ人が発行していた『ジューイッシュ・クロニクル』（ドイツ語新聞）や日本の公文書を上海市档案馆（文書館）から発掘し、これらに上海邦字紙『大陸新報』、日本外交史料、日本で発行されていた反ユダヤ主義の雑誌を加えることで、当時の上海でのユダヤ人問題に関する諸史料を広く収集し、その上で立論を行っている。第二に、従来の研究がまったく見過ごしていた、ユダヤ人収容に先行する英米など「敵性」外国人の収容施設の実態とそれがユダヤ人対策に与えた影響という事実を指摘した。そして第三に、日本の上海ユダヤ人管理システムは、ユダヤ人の移動を制限する「パスシステム」、当時の上海の中国人に対しても行使された制度と性質を同じくする相互監視制度「フォーリン・パオ・チア〔外国人保甲制〕」、そして管理の外からの支援組織でありながら同時に日本側が間接的にユダヤ人をコントロールする手段とした「サクラ SACRA〔上海アシュケナジ・ユダヤ人救済協力協会〕」によって構成されていたこと、これらが「上海ゲットー」の実態であることを明らかにしたのである。そしてこうした考察をふまえ、ユダヤ人管理システムは、日本による上海の治安対策とユダヤ人監視体制が合致した結果であった、と結論している。

この本論文の結論は、従来の研究が日本のユダヤ人政策を中心に論じてきたのにたいし、ユダヤ人管理システムの実態を解明し、ドイツ語・英語・中国語などさまざまな言語の第一次史料の駆使、多角的なアプローチによって得られたものであり、このことは、当該テーマにとって画期的な成果を提示するものとなっている。

氏名	関根 真保
----	-------

もちろん、本論文の論証には、なお不十分な点が残っていることも指摘せざるを得ない。たとえば、「上海ゲットー」を管理した「上海無国籍避難民処理事務所」の所長が日本の反ユダヤ主義者久保田通敦であることを明らかにしたことは重要な成果であるが、彼の戦前・戦後を通じての事績の解明は今後の課題である。また、「上海無国籍難民処理事務所」が日本軍の命令によって開設されたとしても、これを実際に管轄したのは日本の軍なのかあるいは政府（外務省・大東亜省）なのか、軍と政府の関与はどのような関係にあったのかなどは、現在見る事ができる史料の限界から不明なままである。さらに、こうした「敵性」外国人に対する管理制度が、上海以外の占領地（東南アジアなど）におけるそれとどのように相違し、また類似しているのか、という課題も残されている。

しかし、それらは申請者の研究姿勢と方法からすれば、今後の研究において解決可能な問題であると考えられる。そして、本論文が、先行研究を踏まえ、広く第一次史料を渉猟した上で、これまでの研究に見られない新たな見解の提起や事実関係の発掘を行い、あるいは論点を深化させていることは、認めうるものである。

よって、本論文は、博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。なお、平成20年4月14日、論文の内容とそれに関連した事項について、試問を行った結果、合格と認めた。